（別表１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | 活動内容 |
| 主たる活動 | 地域活動型  （地域住民等が連携し森林資源又は竹林資源を活用する活動への支援） | 森林資源活用 | 雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出・処理、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等 |
| 竹林資源活用 | 竹・雑草木の刈払い・伐採・集積・搬出・処理、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等 |
| 複業実践型  （半林半Ｘ等により本格的に森林資源を活用する活動への支援） | | 間伐木の伐採・搬出・処理、雑草木の刈払い・集積・搬出・処理、落ち葉掻き、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留めの設置・改修、木質バイオマス・炭焼き・きのこ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・処理、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング等 |
| 従たる活動 | 機能強化 | | 歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修及びこれらの実施前後に必要になる森林調査・見回り |
| 関係人口創出・維持 | | 地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れに当たり行う環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り等 |
| 活動推進費 | | 現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等 |

⑴　活動組織は、主たる活動を必ず行うこととし、必要に応じて、従たる活動を組み合わせて行うものとする。

⑵　主たる活動は、活動を行う時点において、森林経営計画が策定されていない森林に限り実施することができる。

⑶　主たる活動を行う場合に必要な面積は、0.1ha以上とする。

⑷　主たる活動について、異なる区分を同じ年度に同一の森林に重複して適用することはできない。

⑸　従たる活動は、主たる活動と組み合わせた場合に限り実施することができる。

⑹　複業実践型を行う場合に必要な活動日数は、構成員平均で70日以上とする。

⑺　主たる活動には、活動する森林に係る資源活用の取組を必ず含むものとする。なお、複業実践型を行う場合は、資源活用の数値目標を設定し、達成するものとする。

⑻　機能強化は、主たる活動を効果的に実施するため又は主たる活動の実施後にその効果を維持・強化するために必要な場合に限り実施することができる。

⑼　機能強化は、活動する対象森林内のほか、当該森林に到達するために通過する森林内（森林経営計画策定森林内を含む。）で実施することができる。

⑽　機能強化を行う場合（森林調査・見回りを除く）に必要な延長は、1m以上とする。

⑾　関係人口創出・維持は、地域外関係者の参加を得て活動することが主たる活動を効果的に実施するために必要な場合に限り実施することができる。

⑿　関係人口創出・維持で対象とする地域外関係者は、昭和２５年２月１日時点で対象森林が所在する市町村の区域外に居住する者とする。

⒀　関係人口創出・維持を行う場合に必要な地域外関係者の参加人数は、10名以上とする。

（別表２）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 |
| 別表１の区分覧に掲げる「関係人口創出・維持」以外 | 人件費、燃油代、傷害保険、賃借料、ヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服・事務用品等の消耗品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等 |
| 別表１の区分覧に掲げる「関係人口創出・維持」 | 人件費、燃油代、地域外関係者に係る傷害保険、地域外関係者に係るヘルメット・手袋・安全靴・なた・のこぎり・防護服等の消耗品、事務用品等の消耗品、賃借料、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費等 |

（別表３）

|  |  |
| --- | --- |
| 種類 | 補助単価 |
| ①地域活動型  （森林資源活用） | 1haあたりの補助対象経費が国要領で定める交付単価を超えた額の1/2の額。ただし、上限を国要領で定める交付単価の1/6（10円未満切り捨て）とする。 |
| ②地域活動型  （竹林資源活用） |
| ③複業実践型 |
| ④機能強化 | 1mあたりの補助対象経費が国要領で定める交付単価を超えた額の1/2の額。ただし、上限を100円とする。 |
| ⑤関係人口創出・維持 | 補助対象経費が国要領で定める交付単価を超えた額の1/2の額。ただし、上限を国要領で定める交付単価の1/6（10円未満切り捨て）とする。 |
| ⑥活動推進費 |